

令和6年度第1回宮城県事業認定審議会次第

日時：令和6年9月11日（水）
午前10時45分から
場所：行政庁舎11階 第二会議室

1 開 会

2 会長及び副会長の互選について

3 議 事

議案第1号 宮城県事業認定審議会運営規則の改正について

4 報告事項

(1) 事業認定制度の概要及び認定実績について

(2) 令和6年度事業認定申請に関する事前相談等について

5 閉 会

【資料】

- 1 宮城県事業認定審議会運営規則の改正について
- 2 事業認定制度の概要及び認定実績について
- 3 関係法令
- 4 令和6年度事業認定申請に関する事前相談等について

宮城県事業認定審議会運営規則の改正について

1 宮城県事業認定審議会運営規則とは

事業認定審議会条例第5条の規定により、宮城県事業認定審議会の会議その他の運営等に関し必要な事項を定めるもの

2 改正の趣旨

- (1) Web会議システムを活用した会議への出席を可能とするもの
- (2) 宮城県事業認定審議会運営規則の施行のために必要な事項について、会長が専決できるようにするもの
- (3) 県の文書取扱いの改正にあわせて、「,」を「、」に改めるもの

3 改正の内容

- (1) 全般において、「,」を「、」に改める。
- (2) 第5条（Web会議システム利用の可否等）を新設する。
- (3) 第11条（委任）を新設する。

宮城県事業認定審議会運営規則 新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>宮城県事業認定審議会運営規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>事業認定審議会</u>条例（平成14年宮城県条例第36号。以下「<u>条例</u>」という。）第5条の規定により、<u>宮城県事業認定審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）の会議その他の運営等に関する必要な事項を定める。</p> <p>(会長及び副会長の任期)</p> <p>第2条 会長及び副会長の任期は、<u>委員</u>の任期とする。</p> <p>(招集)</p> <p>第3条 会長は、<u>会議</u>を招集しようとするときは、<u>あらかじめ</u>会議の日時、<u>場所</u>、<u>議案</u>その他必要な事項を、<u>委員</u>に通知しなければならない。ただし、<u>やむを得ない</u>場合には、<u>この限り</u>ではない。</p> <p>(委員の欠席)</p> <p>第4条 委員は病气その他の事由によって会議に出席できないときは、<u>あらかじめ</u>その旨を会長に通知しなければならない。</p>	<p>宮城県事業認定審議会運営規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>事業認定審議会</u>条例（平成14年宮城県条例第36号。以下「<u>条例</u>」という。）第5条の規定により、<u>宮城県事業認定審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）の会議その他の運営等に関する必要な事項を定める。</p> <p>(会長及び副会長の任期)</p> <p>第2条 会長及び副会長の任期は、<u>委員</u>の任期とする。</p> <p>(招集)</p> <p>第3条 会長は、<u>会議</u>を招集しようとするときは、<u>あらかじめ</u>会議の日時、<u>場所</u>、<u>議案</u>その他必要な事項を、<u>委員</u>に通知しなければならない。ただし、<u>やむを得ない</u>場合には、<u>この限り</u>ではない。</p> <p>(委員の欠席)</p> <p>第4条 委員は病气その他の事由によって会議に出席できないときは、<u>あらかじめ</u>その旨を会長に通知しなければならない。</p>	<p>・「<u>、</u>」を「<u>、</u>」に 改正するもの</p>

(新設)

・Web会議システムを
利用して会議に出席
できるようにするも
の

(Web会議システム利用の可否等)

第5条 会長が必要と認めるときは、委員は、Web会議システム

(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話
をすることができるシステムをいう。以下同じ。)を利用して会議
に出席することができる。

2 Web会議システムによる出席は、条例第4条第2項に規定する
出席として取り扱うものとする。Web会議システムの利用におい
て、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他
の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができ
るときも同様とする。

3 Web会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受
信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委
員は、音声が送受信できなくなった時刻から退席したものとみな
す。

4 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他
これに類する施設で行わなければならない。

5 次条第1項ただし書の規定により会議が非公開で行われる場合
は、委員以外の者に視聴させてはならない。

(会 議)

(会 議)

第6条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会議案件が宮城県情
報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「情報公開条

・条ずれ

例」という。) 第19条ただし書各号に掲げる場合に該当するとき
は、 会議を非公開とすることができる。

2 前項の非公開の決定は、 情報公開条例第19条ただし書に定める
多数により、 付議案件毎に行うものとする。

3 前項の決定を行うための会議は、 公開とする。

4 第2項により、 非公開の決定をした場合は、 その理由を明らかに
し、議事要旨を公開するものとする。

5 会長は、 会議の閉会、 閉会又は中止を宣言する。

6 会長は、 議案ごとに表決結果に基づき可否を宣言する。

7 議案に直接利害関係を有する者は、 委員として審議会の会議及び
表決に加わることができない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、 土木部用地課において処理する。

(答申手続)

第8条 会長は、 表決結果に基づき、 すみやかに答申書を作成し知事
にその旨を通知するものとする。

(議事録の作成)

第9条 審議会の会議については、 会議の都度、 議事録を作成しなけ
ればならない。

2 議事録には、 次の者が署名押印するものとする。

例」という。) 第19条ただし書各号に掲げる場合に該当するとき
は、 会議を非公開とすることができる。

2 前項の非公開の決定は、 情報公開条例第19条ただし書に定める
多数により、 付議案件毎に行うものとする。

3 前項の決定を行うための会議は、 公開とする。

4 第2項により、 非公開の決定をした場合は、 その理由を明らかに
し、議事要旨を公開するものとする。

5 会長は、 会議の閉会、 閉会又は中止を宣言する。

6 会長は、 議案ごとに表決結果に基づき可否を宣言する。

7 議案に直接利害関係を有する者は、 委員として審議会の会議及び
表決に加わることができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、 土木部用地課において処理する。

(答申手続)

第7条 会長は、 表決結果に基づき、 すみやかに答申書を作成し知事
にその旨を通知するものとする。

(議事録の作成)

第8条 審議会の会議については、 会議の都度、 議事録を作成しなけ
ればならない。

2 議事録には、 次の者が署名押印するものとする。

・条ずれ

・条ずれ

・条ずれ

<p>一 会長</p> <p>二 当該会議に出席した委員の中から議長が指名する委員 1 人</p> <p>(公 印)</p> <p><u>第 1 0 条</u> 審議会の会長の公印は、別表のとおりとする。</p> <p><u>(委 任)</u></p> <p><u>第 1 1 条</u> この規則に定めるもののほか、この規則の施行に<u>必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p>別表 <u>(第 1 0 条関係)</u> (略)</p>	<p>一 会長</p> <p>二 当該会議に出席した委員の中から議長が指名する委員 1 人</p> <p>(公 印)</p> <p><u>第 9 条</u> 審議会の会長の公印は、別表のとおりとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>別表 <u>(9 条関係)</u> (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条ずれ ・ 会長が事務を専決できるようにするもの ・ 条ずれ
---	---	--

宮城県事業認定審議会運営規則（改正前）

（趣 旨）

第1条 この規則は、事業認定審議会条例（平成14年宮城県条例第36号。以下「条例」という。）

第5条の規定により、宮城県事業認定審議会（以下「審議会」という。）の会議その他の運営等に関し必要な事項を定める。

（会長及び副会長の任期）

第2条 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

（招 集）

第3条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時、場所、議案その他必要な事項を、委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、この限りではない。

（委員の欠席）

第4条 委員は病気その他の事由によって会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に通知しなければならない。

（会 議）

第5条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会議案件が宮城県情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「情報公開条例」という。）第19条ただし書各号に掲げる場合に該当するときは、会議を非公開とすることができる。

2 前項の非公開の決定は、情報公開条例第19条ただし書に定める多数により、付議案件毎に行うものとする。

3 前項の決定を行うための会議は、公開とする。

4 第2項により、非公開の決定をした場合は、その理由を明らかにし、議事要旨を公開するものとする。

5 会長は、会議の開会、閉会、延会又は中止を宣言する。

6 会長は、議案ごとに表決結果に基づき可否を宣言する。

7 議案に直接利害関係を有する者は、委員として審議会の会議及び表決に加わることができない。

（庶 務）

第6条 審議会の庶務は、土木部用地課において処理する。

（答申手続）

第7条 会長は、表決結果に基づき、すみやかに答申書を作成し知事にその旨を通知するものとする。

（議事録の作成）

第8条 審議会の会議については、会議の都度、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次の者が署名押印するものとする。

一 会長

二 当該会議に出席した委員の中から議長が指名する委員1人

（公 印）

第9条 審議会の会長の公印は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、平成15年1月8日から施行する。

別表 （9条関係）

種 類	寸 法 (ミリメートル)	ひ な 型
会 長 印	方 20	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 宮 城 県 事 業 認 定 審 議 会 長 之 印 </div>

宮城県事業認定審議会運営規則（改正後）

（趣 旨）

第1条 この規則は、事業認定審議会条例（平成14年宮城県条例第36号。以下「条例」という。）第5条の規定により、宮城県事業認定審議会（以下「審議会」という。）の会議その他の運営等に関し必要な事項を定める。

（会長及び副会長の任期）

第2条 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

（招 集）

第3条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時、場所、議案その他必要な事項を、委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、この限りではない。

（委員の欠席）

第4条 委員は病気その他の事由によって会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に通知しなければならない。

（We b会議システム利用の可否等）

第5条 会長が必要と認めるときは、委員は、We b会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

2 We b会議システムによる出席は、条例第4条第2項に規定する出席として取り扱うものとする。We b会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声は即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

3 We b会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該We b会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

4 We b会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

5 次条第1項ただし書の規定により会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。

（会 議）

第6条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会議案件が宮城県情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「情報公開条例」という。）第19条ただし書各号に掲げる場合に該当するときは、会議を非公開とすることができる。

2 前項の非公開の決定は、情報公開条例第19条ただし書に定める多数により、付議案件毎に行うものとする。

3 前項の決定を行うための会議は、公開とする。

4 第2項により、非公開の決定をした場合は、その理由を明らかにし、議事要旨を公開するものとする。

5 会長は、会議の開会、閉会、延会又は中止を宣言する。

6 会長は、議案ごとに表決結果に基づき可否を宣言する。

7 議案に直接利害関係を有する者は、委員として審議会の会議及び表決に加わることができない。

（庶 務）

第7条 審議会の庶務は、土木部用地課において処理する。

（答申手続）

第8条 会長は、表決結果に基づき、すみやかに答申書を作成し知事にその旨を通知するものとする。

(議事録の作成)

第9条 審議会の会議については、会議の都度、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次の者が署名押印するものとする。

- 一 会長
- 二 当該会議に出席した委員の中から議長が指名する委員1人

(公 印)

第10条 審議会の会長の公印は、別表のとおりとする。

(委 任)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年1月8日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年9月11日から施行する。

別表 (第10条関係)

種 類	寸 法 (ミリメートル)	ひ な 型
会 長 印	方 20	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">宮 城 県 事 業 認 定 審 議 会 長 之 印</div>

(システム施行)

行 経 第 38 号
令和 2 年 7 月 20 日

各部局長
公営企業管理者
教育委員会教育長
監査委員事務局長
人事委員会事務局長
労働委員会事務局長
議会事務局長

】 殿

総 務 部 長
(公印省略)

Web会議システムを活用した附属機関及び懇話会等の会議の開催について（通知）

附属機関及び懇話会等（以下「附属機関等」という。）の会議の開催については、これまで会議室等に構成員等が参集する方法による運用がなされてきたところですが、今後、新型コロナウイルス感染症対策の「働き方の新しいスタイル」の実践に向け、Web会議システムを活用した開催方法の増加も見込まれます。

つきましては、附属機関等の所管課室において、Web会議システムを活用した会議を実施する場合には、議事運営等に疑義が生じないように、あらかじめWeb会議システムを活用した会議への出席可否、出席・退席の取扱いなどの留意事項について整理し、各附属機関等において必要な取り決めを行うなど、適切に運営願います。

また、会議の公開・傍聴及び附属機関の報酬の支給に関する取扱いについては、下記のとおり整理しましたので、適切に事務処理願います。

記

1 Web会議システムを活用した会議の開催にあたり留意すべき事項（別紙例参照）

(1) Web会議システムを活用した会議への出席に関すること

Web会議システムを活用して当該会議に出席することの可否 等

(2) 出席及び退席の取扱いに関すること

当該会議においてWeb会議システムを活用して出席することを根拠法令等

上の出席として取り扱うことの可否，出席及び退席の考え方（音声のみの送受信の状態の出席取扱いの可否，映像及び音声途切れた時点で退席とする旨）等
(3) 出席者が確保すべき環境等に関する留意点

Web会議システムを活用して出席する場合に確保すべき環境（通信費用の負担方法も含む），会議が非公開となった場合の対応 等

2 会議の公開・傍聴の取扱いについて

Web会議システムを活用した会議であっても，会議の公開は希望者に会議の傍聴を認めることにより行います。原則として，事務局が使用する会議室に傍聴席を設けることとします。

- ・審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱第5の第5項で「傍聴席の定員は，10人以上とする」と規定されていますが，開催できる会議室の状況等によっては，当面の間，傍聴人数を10人未満に制限することはやむを得ないと認められる場合もあります。
- ・審議内容等の関心が高いと判断した場合は，別室にWeb会議システムによる傍聴席を設け，増員することも可能ですが，Web会議システムで傍聴できなくなった場合の代替手段を予め検討願います。

3 附属機関の報酬の支給について

Web会議システムを活用した会議であっても，会議開催のために構成員を一定時間拘束し，発言や採決等により会議の成立を担う役務の対価が提供されていると認められることから，通常の会議出席の場合と同様に報酬の支給対象となります。

1 に関すること

担当：行政経営推進課働き方改革推進班 尾形 内線：2204

Eメール：gyokei-kaikaku@pref.miyagi.lg.jp

2 に関すること

担当：県政情報・文書課情報公開班 長谷部 内線：2270

Eメール：bunsho-kokai@pref.miyagi.lg.jp

3 に関すること

担当：人事課給与制度班 内線：2229

Eメール：zinzik@pref.miyagi.lg.jp

Web会議システムを利用した会議への出席について

(Web会議システム利用の可否)

- 1 会長が必要と認めるときは、**会長以外の委員**（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

(出席の取扱い)

- 2 Web会議システムによる出席は、**〇〇審議会条例第〇条第〇項**に規定する出席として取り扱うものとする。Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声^が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

(退席の取扱い)

- 3 Web会議システムの利用において、映像のみならず音声^が送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、**音声^が送受信できなくなった時刻から退席したもの**とみなす。

(Web会議に出席する場合に確保すべき環境)

- 4 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

(会議の非公開に関する取扱い)

- 5 審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成11年6月18日県情公第42号総務部長通知）第4条により会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。

(その他)

- 6 **〇〇審議会条例第〇条第〇項**により置かれた部会のWeb会議システムを利用した会議への出席については、第1から第5までの規定を準用する。

宮城県事業認定審議会傍聴規程

1 傍聴定員

傍聴定員は、10人以上とし、会長が、会議開催の都度定める。

2 傍聴手続

- (1) 傍聴の受付は、先着順とする。
- (2) 傍聴の受付は、会場において会議開催の30分前から行う。

3 傍聴要領

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従わなければならない。
- (2) 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法による意思の表明をしてはならない。
- (3) 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (4) 傍聴者は、上記の他会議の支障となる行為をしてはならない。
- (5) 傍聴者が上記の規定に違反し、会議の支障となるときは、会長は退場を命じることができる。

4 傍聴要領は、会場に掲示する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年 1月 8日から施行する。

傍 聴 要 領

- 1 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従わなければならない。
- 2 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法による意思の表明をしてはならない。
- 3 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- 4 傍聴者は、上記の他会議の支障となる行為をしてはならない。
- 5 傍聴者が上記の規定に違反し、会議の支障となるときは、会長は退場を命じることができる。

事業認定制度の概要

宮城県土木部用地課

土地収用制度

- **土地収用法**(昭和26年法律第219号)に規定
- **公共事業**のために土地を必要とするときは、土地所有者の意思に反しても、これを**強制的に**取得、使用することを可能とする
- 憲法に定める**財産権**と**公共の利益**を調整

【日本国憲法】

第29条 **財産権**は、これを侵してはならない。

3 私有財産は、**正当な補償**の下に、これを**公共のため**に用ひることができる。

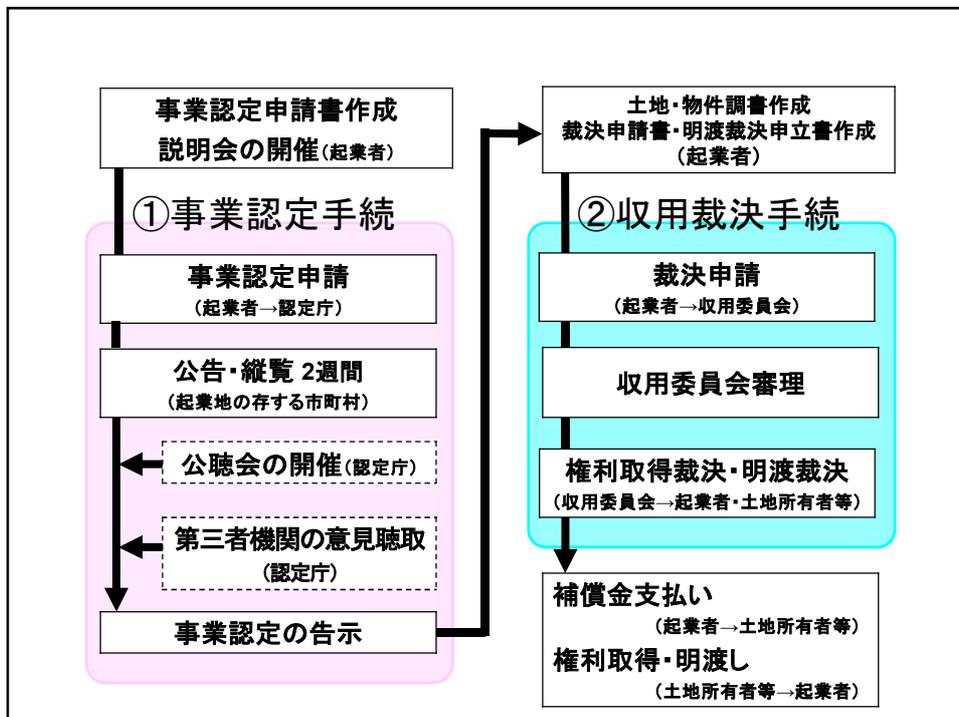
土地収用手続の2段階構成

① 事業認定手続(事業の公益性)

- 起業者が**事業認定庁**に申請
- 事業の公益性を認定し、起業者に収用権を付与

② 収用裁決手続(正当な補償等)

- 起業者が**収用委員会**に申請
- 補償金の額、権利を取得する時期、明け渡す期限等を確定



事業認定庁

事業認定庁は、申請する事業によって異なる

申請事業	事業認定庁
・国、独立行政法人等の国みなし法人の事業 ・事業を施行する土地(起業地)が、2以上の地方整備局の管轄区域にわたる民間事業	国土交通大臣 (本省)
・都道府県の事業 ・地方整備局の管轄区域は超えないが、都道府県域を超える民間事業	国土交通大臣 (地方整備局)
・市町村の事業 ・都道府県域を超えない民間事業	都道府県知事

事業認定の要件

事業が次の4つの要件をすべて満たす必要がある

1号要件	事業が土地収用法第3条各号のいずれかに掲げるものに関するものであること(収用適格事業)
2号要件	起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること(予算や人員) ※県や市町村の土木事業であれば、通常はこれを満たすと考えられる
3号要件	事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること
4号要件	土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること

1号要件(収用適格事業)

土地収用法第3条各号(第1号~35号)のいずれかに掲げるものに関する事業であること

【収用適格事業の主なもの】

- 道路法の道路事業
- 河川法の河川事業
- 水道事業
- 公共下水道事業
- 学校・博物館・図書館等の建設
- 国や地方法公共団体の庁舎建設
- 公園の整備

2号要件(起業者適格)

- 起業者が当該事業を遂行する十分な**意思と能力**を有する者であること

意思 : **議会の議決、法人の総会の議決**など

能力 : 事業を施行する**法的な権限、財源措置**
組織体制、事業の施行に必要な行政機関の許認可など

3号要件

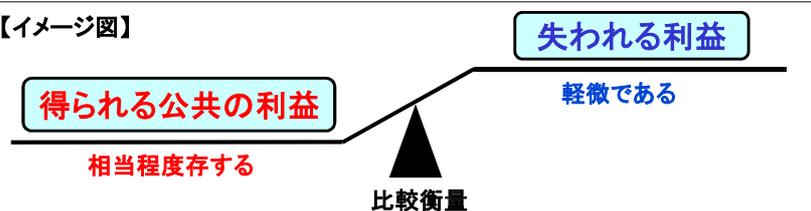
(1) 事業の施行により「得られる公共の利益」と「失われる利益」との比較衡量

➡ 判例により確立されてきた考え方

【東京高判昭48.7.13(日光太郎杉事件)】

土地が事業に供されることによって得られる公共の利益と、失われる私的利
益ないし公共の利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる場合

【イメージ図】



3号要件

得られる公共の利益

道路事業では

- ・ 幅員拡幅、バイパス新設による混雑緩和
- ・ 急カーブ、急勾配解消による線形改良 など

河川事業では

- ・ 堤防設置による洪水防止(治水)
- ・ ダム建設による水供給能力の確保(利水) など

3号要件

失われる利益

動植物等への影響

- ・ 環境影響評価法・条例に基づく環境影響評価(環境アセス)や、これに準じた調査を実施

文化財への影響

- ・ 教育委員会への聴き取りなどを実施

これ以外にも、騒音、粉塵、日照、景観など

3号要件

(2)事業計画の合理性

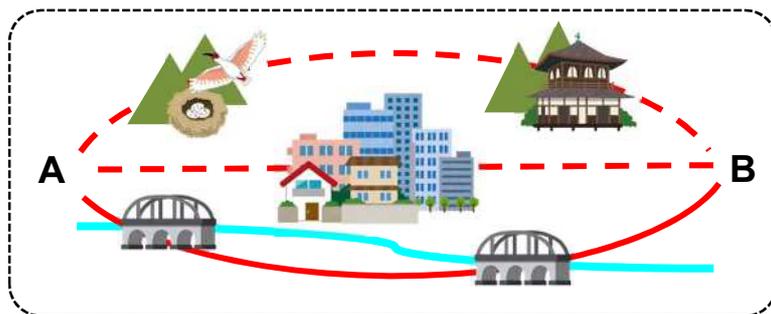
①事業計画の技術的基準への適合性

- ・ 道路構造令、河川管理施設等構造令等の基準に適合しているか
- ・ 収用する土地の範囲が必要最小限か

3号要件

②代替案比較による合理性の説明

- ・ 環境影響や支障物件、施工の困難度、経済性などを総合的に判断して、最も合理的な計画か



4号要件

土地を収用し、又は使用する公益上の必要があること

①事業の早期施行の必要性

- ・ 交通混雑が慢性化、水害の危険性が高いなど

②起業地の範囲の妥当性

- ・ 起業地の範囲は必要最小限でなければならず、あつた方がよいといった程度の土地は含めることができない

③収用、使用の別の合理性

- ・ 工事用道路等の一時的な使用でよい範囲を収用としていないか

公告・縦覧（法第24条）

- ・ 事業認定庁は、申請書の写しを起業地の存する市町村長に送付し、市町村長は**公告の上、2週間**その書類を公衆の**縦覧**に供する。

※公告の内容：起業者の名称、事業の種類、起業地

- ・ **利害関係を有する者**は、縦覧期間内に次のことをすることができる。
 - ①事業認定庁に対し**公聴会の開催請求**
 - ②都道府県知事に対し**意見書の提出**

公聴会の開催（法第23条）

- ・ 公聴会の開催請求があつた場合やその他必要がある場合、事業認定庁は**公聴会を開催**する。
- ・ あらかじめ申し出た**公述人**は、公聴会で意見を述べることができるほか、**起業者に対して質疑**を行うことができる。
- ・ 起業者は、公聴会で意見を述べるほか、**公述人の質疑に対する答弁**を行う。
- ・ 公聴会は事業認定庁が**中立の立場**から意見を求める場であり、事業認定の適否を決める場ではない。

第三者機関の意見聴取(法第25条の2)

- ・ **意見書が提出され**、その意見書が事業認定庁が行おうとしている処分(事業の認定or拒否)と**相反するものである**とき、事業認定庁は**第三者機関の意見を聴取し、その意見を尊重**しなければならない。

【第三者機関】

- ・ 事業認定庁が国土交通大臣の場合 : 社会資本整備審議会
- ・ 事業認定庁が宮城県知事の場合 : **宮城県事業認定審議会**

※ 公聴会と第三者機関の意見聴取は異なる手続であり、両方とも行われることもある。

事業認定の告示と効力の開始(法第26条)

- ・ 事業認定庁は、事業認定したとき、事業認定理由等を**官報(公報)**で告示する。
- ・ 事業認定は**告示日から効力を生じる**。
- ・ 事業認定の告示により、起業者に収用権が付与され、原則として1年以内に、起業者は収用委員会に対し収用裁決の申立てを行う。

事業認定審議会の概要

1 設置目的

事業認定に関する処分に対して、縦覧期間中に反対の意見書が提出された場合、各分野における専門的学識を有する者によって構成される審議会の意見を聴き公益性判断の資料とすることにより、事業認定の中立性及び信頼性を向上させるものとして設置されたもの。

2 設置根拠

土地収用法第34条の7の規定による必置機関

(平成13年法改正による (H13. 7. 11公布、H14. 7. 10施行))

事業認定審議会条例 (平成14年宮城県条例第36号)

3 審議会委員の人選

- (1) 委員定数 7人以内
- (2) 委員の選任条件 優れた識見を有する者
- (3) 構成員の選任分野 法学界、法曹界、都市計画、環境、マスコミ、経済界、土地利用に関する分野 (法改正時の国会附帯決議による)
- (4) 委員の任期 2年

4 現在の委員 (第12期 : 任期 R6. 8. 27~R8. 8. 26)

氏名	選任分野
金澤孝司	法曹界
佐藤康範	土地利用
山本和恵	都市計画
内田美穂	環境
高橋弘美	経済界
中林暁生	法学界
寺島洋子	都市計画

5 過去の審議実績

1件 (加美町新庁舎建設工事及び農業用排水路付替工事)

※同一事案について、H22~H23年度にかけて審議会を6回開催

宮城県事業認定審議会開催実績

R6.9現在

期別	年度	開催日		審議の有無	審議内容
第1期	H14	第1回	H14.8.27		会長・副会長の選任, 審議会の運営
		第2回	H14.10.28		審議会の運営
		第3回	H15.1.8		審議会の運営
	H15	第1回	H16.1.23		事業認定の概要
第2期	H16	第1回	H16.8.27		会長・副会長の選任, 事業認定の概要
第3期	H18	第1回	H18.8.28		会長・副会長の選任, 事業認定の概要
第4期	H20	第1回	H20.9.29		会長・副会長の選任, 事業認定の概要, 状況, 事前相談等
第5期	H22	第1回	H22.8.30		会長・副会長の選任, 事業認定の概要, 実績, 事前相談等
		第2回	H23.2.17	○	加美町新庁舎建設工事に係る現地調査
		第3回	H23.3.24	○	加美町新庁舎建設工事業の事業認定
	H23	第1回	H23.4.18	○	加美町新庁舎建設工事業の事業認定
		第2回	H23.5.18	○	加美町新庁舎建設工事業の事業認定
		第3回	H23.6.9	○	加美町新庁舎建設工事業の事業認定
		第4回	H23.7.8	○	加美町新庁舎建設工事業の事業認定
	第6期	H24	第1回	H24.8.28	
第7期	H26	第1回	H26.8.27		会長・副会長の選任, 事業認定の概要, 状況, 事前相談等
第8期	H28	第1回	H28.10.18		会長・副会長の選任, 事業認定の概要, 状況, 事前相談等
第9期	H30	第1回	H30.8.31		会長・副会長の選任, 事業認定の概要, 状況, 事前相談等

※ 第10期及び第11期は審議会開催せず

土地収用法第3条各号	主たる事業内容	土地収用法第3条各号の条文
1	道路等	道路法（昭和27年法律第180号）による道路、道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道若しくは専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は駐車場法（昭和32年法律第106号）による路外駐車場
2	河川等	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に関係のある河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設
3	砂防設備等	砂防法（明治30年法律第29号）による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設
3の2	地すべり防止施設等	国又は都道府県が設置する地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止施設又はばた山崩壊防止施設
3の3	急傾斜地崩壊防止施設	都道府県が設置する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止施設
4	運河	運河法（大正2年法律第16号）による運河の用に供する施設
5	農道等	国、地方公共団体、独立行政法人緑資源機構、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設
6	用排水機等	国、都道府県又は土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）によつて行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備
7	鉄道事業等用施設	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
7の2	〃	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設
8	〃	軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
8の2	石油パイプライン	石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）による石油パイプライン事業の用に供する施設
9	バス、トラック事業用施設	道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設
9の2	自動車ターミナル	自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第3条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設
10	港	港湾法（昭和25年法律第218号）による港湾施設又は漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）による漁港施設
10の2	海岸保全施設	海岸法（昭和31年法律第101号）による海岸保全施設
10の3	津波防護施設	津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）による津波防護施設
11	航路標識等	航路標識法（昭和24年法律第99号）による航路標識又は水路業務法（昭和25年法律第102号）による水路測量標
12	飛行場、航空保安施設	航空法（昭和27年法律第231号）による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するもの
13	気象等の観測・通報施設	気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設
13の2	郵便局	日本郵政公社が日本郵政公社法（平成14年法律第97号）第19条第1項第1号から第5号までに規定する業務の用に供する施設
14	無線方位測定装置	国が電波監視のために設置する無線方位又は電波の質の測定装置
15	電気通信設備	国又は地方公共団体が設置する電気通信設備
15の2	電気通信施設	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設（同法の規定により土地等を使用することができるものを除く。）
16	放送設備	放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業の用に供する放送設備
17	電気工作物等	電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物
17の2	ガス工作物	ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物
18	水道	水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業又は下水道法（昭和33年法律第79号）による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設
19	消防施設	市町村が消防法（昭和23年法律第186号）によつて設置する消防の用に供する施設
20	水防用施設	都道府県又は水防法（昭和24年法律第193号）による水防管理団体が水防の用に供する施設
21	学校等	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設

土地収用法第3条各号	主たる事業内容	土地収用法第3条各号の条文
22	公民館、図書館、博物館	社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館（同法第42条に規定する公民館類似施設を除く。）若しくは博物館又は図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館（同法第29条に規定する図書館同種施設を除く。）
23	社会福祉施設、公共職業能力開発施設等	社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校
24	病院、診療所等	国、地方公共団体、独立行政法人国立病院機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、事業所、診療所若しくは助産所、地域保健法（昭和22年法律第101号）による保健所若しくは医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関又は検疫所
25	火葬場	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）による火葬場
26	と畜場等	と畜場法（昭和28年法律第114号）によると畜場又は化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）による化製場若しくは死亡獣畜取扱場
27	廃棄物処理施設、公衆便所	地方公共団体又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の5第1項に規定する廃棄物処理センターが設置する同法による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設（廃棄物の処分（再生を含。）に係るものに限る。）及び地方公共団体が設置する公衆便所
27の2	汚染廃棄物等の処理施設	国が設置する平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）による汚染廃棄物等の処理施設
28	卸売市場	卸売市場法（昭和46年法律第35号）による中央卸売市場及び地方卸売市場
29	公園事業	自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業
29の2	自然環境保全事業	自然環境保全法（昭和47年法律第85号）による原生自然環境保全地域に関する保全事業及び自然環境保全地域に関する保全事業
30	一団地の住宅経営	国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域について同法第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域内において、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う50戸以上の一団地の住宅経営
31	庁舎等	国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設
32	公園等	国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設
33	日本原子力研究所の研究用	独立行政法人日本原子力研究開発機構が独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成16年法律第155号）第17条第1項第1号から第3号までに掲げる業務の用に供する
34	水資源公団が設置するダム、河口堰等	独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設
34の2	宇宙開発事業団の業務用施設	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成14年法律第161号）第18条第1項第1号から第4号までに掲げる業務の用に供する施設
34の3	国立がん研究センター等の業務用施設	独立行政法人国立がんセンター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター又は独立行政法人国立長寿医療研究センターが高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）第13条第1号、第14条第1号、第15条第1号若しくは第3号、第16条第1号若しくは第3号、第17条第1号又は第18条第1号若しくは第2号に掲げる業務の用に供する施設
35	附帯事業	前各号の一に掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設

は、H26～R5年度で事業認定した事業の該当号

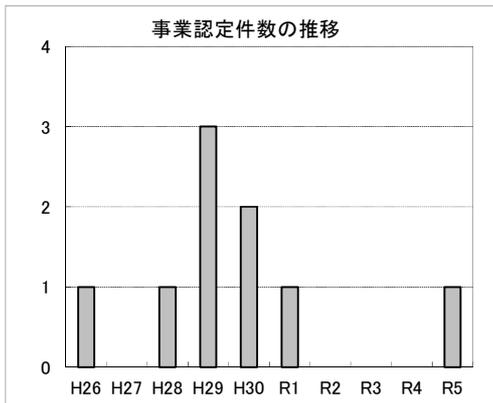
□事業認定実績(目的別・事業内容別、過去10か年)について

年度	起業者の名称	事業名	目的別				事業内容別													
			収用	税対策	農振除外	農地転用	補助金返還免除	道路等	農道・水路等	鉄道事業等用施設	消防施設	学校等	公民館等	社会福祉施設等	病院	卸売市場	庁舎等	公園等	附帯事業	関連事業
H26	大崎市	大崎市民病院駐車場敷地保全事業		○																
H28	登米市	登米市立米谷病院建設事業		○																
H29	利府町	利府町文化複合施設整備事業及びそれに伴う附帯事業		○																
H29	登米市	(仮称)新登米懐古館整備事業		○																
H29	株式会社 石巻青果	石巻青果花き地方卸売市場拡張建設事業		○			○								○					
H30	名取市	市道広浦北釜線新設工事	○																	
H30	名取市	市道関上南北線新設工事	○																	
R1	石巻市	市道元明神大街道東二丁目線新設工事及びこれに伴う市道付替工事	○																	○
R5	仙台市	仙塩広域都市計画道路踏事業南小泉茂庭線(宮沢橋工区)に伴う市道付替工事	○																	○

□事業認定実績（平成26年以降）

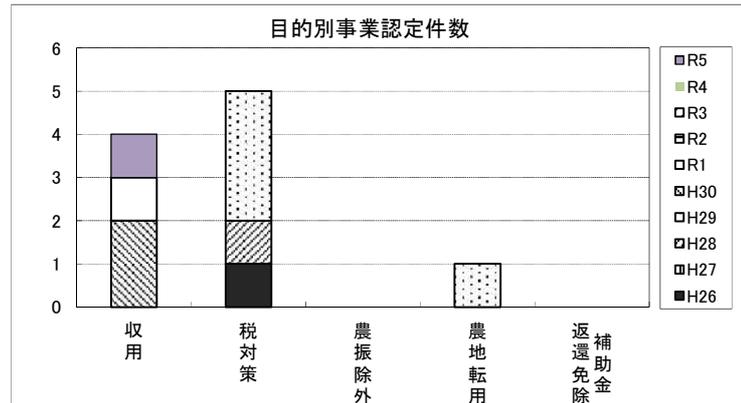
■事業認定件数の推移

年度	件数
H26	1
H27	0
H28	1
H29	3
H30	2
R1	1
R2	0
R3	0
R4	0
R5	1
合計	9



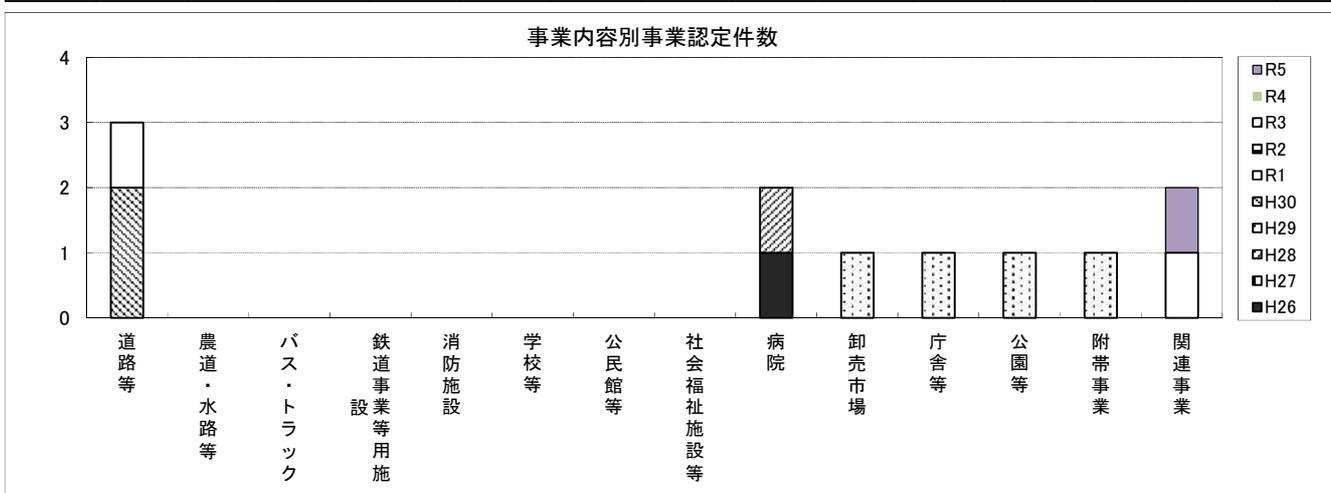
■目的別事業認定件数 ※延べ件数。

年度	収用	税対策	農振除外	農地転用	補助金返還免除
H26	0	1	0	0	0
H27	0	0	0	0	0
H28	0	1	0	0	0
H29	0	3	0	1	0
H30	2	0	0	0	0
R1	1	0	0	0	0
R2	0	0	0	0	0
R3	0	0	0	0	0
R4	0	0	0	0	0
R5	1	0	0	0	0
合計	4	5	0	1	0



■事業内容別事業認定件数 ※延べ件数。

年度	道路等	農道・水路等	バス・トラック	鉄道事業等用施設	消防施設	学校等	公民館等	社会福祉施設等	病院	卸売市場	庁舎等	公園等	附帯事業	関連事業
H26	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
H27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H28	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
H30	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	3	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1	1	2



土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号） ※一部抜粋

（事業の認定の要件）

第二十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。

- 一 事業が第三条各号の一に掲げるものに関するものであること。
- 二 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。
- 三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。
- 四 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

（事業認定申請書の送付及び縦覧）

第二十四条 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、申請に係る事業が第二十条に規定する要件に該当しないことが明らかである場合を除き、起業地が所在する市町村の長に対して事業認定申請書及びその添附書類のうち当該市町村に関係のある部分の写を送付しなければならない。

2 市町村長が前項の書類を受け取つたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類及び起業地を公告し、公告の日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

3～6 （略）

（利害関係人の意見書の提出）

第二十五条 前条第二項の規定による公告があつたときは、事業の認定について利害関係を有する者は、同項の縦覧期間内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

2 （略）

（社会資本整備審議会等の意見の聴取）

第二十五条の二 国土交通大臣は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ社会資本整備審議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。ただし、第二十四条第二項の縦覧期間内に前条第一項の意見書（国土交通大臣が、事業の認定をしようとする場合にあつては事業の認定をすることについて異議がある旨の意見が記載されたものに限り、事業の認定を拒否しようとする場合にあつては事業の認定をすべき旨の意見が記載されたものに限る。）の提出がなかつた場合においては、この限りでない。

2 都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ第三十四条の七第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。ただし、第二十四条第二項の縦覧期間内に前条第一項の意見書（都道府県知事が、事業の認定をしようとする場合にあつては事業の認定をすることについて異議があ

る旨の意見が記載されたものに限る。事業の認定を拒否しようとする場合にあつては事業の認定をすべき旨の意見が記載されたものに限る。）の提出がなかつた場合においては、この限りでない。

第三章の二 都道府県知事が事業の認定に関する処分を行うに際して意見を聴く審議会等

第三十四条の七 都道府県に、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

事業認定審議会条例（平成十四年宮城県条例第三十六号）

（設置）

第一条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の七第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、宮城県事業認定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第二条 審議会は、委員七人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第三条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第五条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、土地収用法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一四年七月一〇日）

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号） ※一部抜粋

（行政文書の開示義務）

第八条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一～五 （略）

六 県、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互の間若しくは県が設立した地方独立行政法人若しくは公社の内部又は県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社及び国等の機関の相互の間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの

七 県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの

2 （略）

第三章 会議の公開

（会議の公開）

第十九条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の三分の二以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

一 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合

二 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合